

転入者のみなさん

各種手当の申請はお済みですか？

下表の手当は、市外から転入してきた場合、申請をしないと受けることができません。該当要件を満たす方で、まだ申請していない方は、お早めに手続きをしてください。

※すでに受給している方は、申請の必要はありません

■申請・問合せ先

▷子どもの手当=子育て支援課手当助成係(市役所第二庁舎3階☎042-387-9839)

▷障がい等のある方の手当=自立生活支援課障害福祉係(同2階☎042-387-9842)

令和3年4月1日現在

種類	手当を受けられる方	手当の額(月額)	必要書類等	支給方法	支給制限																					
子どもの手当	児童手当 中学校修了前(15歳到達後最初の3月31日まで)の児童を養育する保護者等で、市内に住所を有する方	【所得制限限度額未満の方】 3歳未満一律 15,000円 3歳以上小学校修了前 第1・2子 10,000円 第3子以降 15,000円 中学生一律 10,000円 【所得制限限度額以上の方】 一律 5,000円	健康保険証、銀行口座番号ほか	表1 児童手当・児童育成手当 所得制限限度額	※社会保険料控除分(一律8万円)を含む金額です ※所得額は、収入から必要経費などを差し引いた額(給与所得者の場合は給与所得控除後の金額)です ※このほかに、各種控除(医療費控除、長期譲渡所得特別控除、障害者控除等)を所得額から差し引ける場合があります 申請のあった翌月分から、6月、10月、2月に、前月までの4か月分を銀行振込により支給 ▷令和元(平成31)年中の所得が、表1の限度額以上の場合(令和3年6月分の支給から、2年中の所得になります) ▷児童が、施設に入所しているとき																					
	児童育成手当 市内に住所があり、次のいずれかの状態にある児童(18歳に達した日の属する年度の末日以前)を扶養している方 ▷父または母が死亡した児童 ▷父または母が生死不明である児童 ▷父または母に1年以上遺棄されている児童 ▷父または母が、父または母の申し立てにより保護命令を受けている児童 ▷母が婚姻によらないで懐胎した児童 ▷父または母が法令により1年以上拘禁されている児童 ▷父母が離婚した児童 ▷父または母が重度の障がいを持つ児童	13,500円	育成手当=戸籍全部事項証明書 障害手当=身体障害者手帳または愛の手帳	<table border="1"> <thead> <tr> <th>税法上の扶養人数</th> <th>児童手当</th> <th>児童育成手当(育成手当・障害手当)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0人</td> <td>630万円</td> <td>368万4千円</td> </tr> <tr> <td>1人</td> <td>668万円</td> <td>406万4千円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>706万円</td> <td>444万4千円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>744万円</td> <td>482万4千円</td> </tr> </tbody> </table> 以降1人増えるごとにそれぞれ38万円加算		税法上の扶養人数	児童手当	児童育成手当(育成手当・障害手当)	0人	630万円	368万4千円	1人	668万円	406万4千円	2人	706万円	444万4千円	3人	744万円	482万4千円						
	税法上の扶養人数	児童手当	児童育成手当(育成手当・障害手当)																							
0人	630万円	368万4千円																								
1人	668万円	406万4千円																								
2人	706万円	444万4千円																								
3人	744万円	482万4千円																								
障害手当 市内に住所があり、20歳未満で心身に障がいがあり、その程度が次のいずれかに該当する方を扶養している方 ▷知的発達障がい愛の手帳1～3度の方 ▷身体障がい身体障害者手帳1・2級の方 ▷脳性まひまたは進行性筋萎(い)縮症の方	25,000円	銀行口座番号ほか																								
手当	児童扶養手当 市内に住所があり、次のいずれかに該当する18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童(身体障害者手帳1～3級および4級の一部、愛の手帳1～3度程度の児童、あるいはこれらと同等の精神障がいを持つ児童は20歳未満)を養育している父、母または養育者 ▷父母が離婚した児童 ▷父または母が死亡した児童 ▷父または母が生死不明である児童 ▷父または母に1年以上遺棄されている児童 ▷父または母が、父または母の申し立てにより保護命令を受けている児童 ▷父または母が法令により1年以上拘禁されている児童 ▷母が婚姻によらないで懐胎した児童 ▷父または母が重度の障がいを持つ児童	全部支給 43,160円 (児童2人目10,190円、3人目から1人につき6,110円を加算) 一部支給 43,150～10,180円 (児童2人目10,180～5,100円、3人目から1人につき6,100～3,060円を加算)	戸籍全部事項証明書、銀行口座番号ほか	表2 児童扶養手当 所得制限限度額 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">扶養親族等の数</th> <th colspan="2">受給者本人</th> <th rowspan="2">配偶者・扶養義務者および孤児等の養育者</th> </tr> <tr> <th>全部支給</th> <th>一部支給</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0人</td> <td>49万円</td> <td>192万円</td> <td>236万円</td> </tr> <tr> <td>1人</td> <td>87万円</td> <td>230万円</td> <td>274万円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>125万円</td> <td>268万円</td> <td>312万円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>163万円</td> <td>306万円</td> <td>350万円</td> </tr> </tbody> </table> 以降1人増えるごとにそれぞれ38万円加算	扶養親族等の数	受給者本人		配偶者・扶養義務者および孤児等の養育者	全部支給	一部支給	0人	49万円	192万円	236万円	1人	87万円	230万円	274万円	2人	125万円	268万円	312万円	3人	163万円	306万円	350万円
	扶養親族等の数	受給者本人		配偶者・扶養義務者および孤児等の養育者																						
全部支給		一部支給																								
0人	49万円	192万円	236万円																							
1人	87万円	230万円	274万円																							
2人	125万円	268万円	312万円																							
3人	163万円	306万円	350万円																							
愛育手当 市内に住所があり、4月1日現在満3～5歳で、公的補助のない無認可保育施設に月の初日から月15日以上かつ1日4時間以上在籍している児童の保護者	7,300円	銀行口座番号ほか	申請のあった翌月分から、奇数月に、前月および前々月分を銀行振込により支給 ▷令和元(平成31)年中の所得が、表2の限度額以上の場合 ▷手当額以上の障害基礎年金等を除く公的年金を受給している場合																							
障がい等のある方の手当	心身障害者福祉手当 市内に住所があり、身体障害者手帳1～6級、愛の手帳1～4度および脳性まひ、進行性筋萎(い)縮症による障がいのある方	▷身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3度、脳性まひ、進行性筋萎縮症の方 15,500円 ▷上記の方が20歳未満の場合 9,500円 ▷身体障害者手帳3・4級、愛の手帳4度の方 6,500円 ▷身体障害者手帳5・6級の方 1,500円	身体障害者手帳または愛の手帳、銀行口座番号ほか	申請のあった月分から、4月、8月、12月に、前月までの4か月分を銀行振込により支給 ▷65歳以上の新規申請はできません ▷令和元(平成31)年中の所得が、表3の限度額以上の場合 ▷難病者福祉手当を受けているとき ▷手当を受けられる方が20歳未満でその保護者が児童育成手当の障害手当を受けているとき ▷施設に入所しているとき																						
	特別児童扶養手当 市内に住所があり、次のいずれかに該当する20歳未満の児童を養育している方 ▷身体障害者手帳1～3級程度の児童 ▷愛の手帳1～3度程度の児童 ▷長期間安静を要する病状または精神の障がいにより日常生活に著しい制限を受ける児童	児童1人につき 重度の場合 52,500円 中度の場合 34,970円	戸籍全部事項証明書、指定の診断書、銀行口座番号、個人番号確認書類、本人確認書類ほか(※1)	申請のあった翌月分から、4月、8月、11月に、前月(11月は当月)までの4か月分を銀行振込により支給 ▷令和元(平成31)年中の所得が、表4の限度額以上の場合 ▷障がいを支給理由とする、公的年金を受給している場合 ▷児童が、施設に入所しているとき																						
	特別障害者手当 市内に住所があり、重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の方(おおむね身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度程度の障がい、それらと同等の疾病・精神障がいの方)	27,350円	個人番号確認書類、本人確認書類、印鑑(※1)	申請のあった翌月分から、5月、8月、11月、2月に、前月までの3か月分を銀行振込により支給 ▷令和元(平成31)年中の所得が、表5の限度額以上の場合 ▷施設に入所しているとき ▷病院等に3か月を超えて入院しているとき																						
	障害児福祉手当(経過措置) 市内に住所があり、20歳以上の方で、制度改正(昭和61年4月1日)前の福祉手当を受給している方	14,880円																								
	重度心身障害者手当 市内に住所があり、次のいずれかの障がい要件に該当する方 ▷重度の知的障がい、日常生活について常時複雑な配慮を必要とする程度の著しい精神症状を有する方 ▷重度の知的障がいと重度の身体障がい重複している方 ▷重度の肢体不自由で、両上肢および両下肢の機能が失われ、かつ、座っていることが困難な方	60,000円	申請のあった月分から、毎月20日ごろに、前月分を銀行振込により支給	▷申請時に65歳以上の場合 ▷令和元(平成31)年中の所得が、表5の限度額以上の場合 ▷施設に入所しているとき ▷病院に3か月を超えて入院しているとき																						
難病者福祉手当 市内に住所があり、特定医療費(指定難病)受給者証またはマル都医療券をお持ちの難病患者の方	7,000円	特定医療費(指定難病)受給者証またはマル都医療券、銀行口座番号ほか	申請のあった月分から、7月、11月、3月に、当月までの4か月分を銀行振込により支給 ▷令和元(平成31)年中の所得が、表3の限度額以上の場合 ▷施設に入所しているとき ▷心身障害者福祉手当を受けているとき ▷手当を受けられる方が20歳未満でその保護者が児童育成手当の障害手当を受けているとき																							

※1 代理の方が申請する場合は、委任状等が必要となりますので、詳しくはお問い合わせください

表3 心身障害者福祉手当・難病者福祉手当 所得制限限度額

扶養親族等の数	所得制限限度額(※2)
0人	360万4千円
1人	398万4千円
2人	436万4千円
3人	474万4千円

以降1人増えるごとに38万円加算

表4 特別児童扶養手当 所得制限限度額

扶養親族等の数	①受給者本人	②配偶者扶養義務者
0人	459万6千円	628万7千円
1人	497万6千円	653万6千円
2人	535万6千円	674万9千円
3人	573万6千円	696万2千円

以降1人増えるごとに①38万円②21万3千円加算

表5 特別障害者手当・障害児福祉手当・福祉手当(経過措置)・重度心身障害者手当 所得制限限度額

扶養親族等の数	①受給者本人	②特別障害者手当等扶養義務者	③重度心身障害者扶養義務者(※2)
0人	360万4千円	628万7千円	360万4千円
1人	398万4千円	653万6千円	398万4千円
2人	436万4千円	674万9千円	436万4千円
3人	474万4千円	696万2千円	474万4千円

以降1人増えるごとに①38万円②21万3千円③38万円加算

※2 20歳以上の方は本人の所得、20歳未満の方は扶養義務者等の所得